

令和 6 年度
第 2 回東京都認証学童クラブ制度創設に向けた
専門委員会

令和 6 年 9 月 18 日(水)

(午後 4時 00分 開会)

○安藤家庭支援課長(事務局)

本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。事務局の福祉局子ども子育て支援部家庭支援課長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議も前回と同様にオンライン形式で開催をさせていただきます。入室時に委員の皆さまはミュート設定とさせていただきます。ご発言を希望される際は、画面右下にあります「リアクション」をクリックしていただきまして、「手を挙げる」をクリックしていただければと思います。このアイコンにより挙手をしていただきまして、その後進行役から指名をいたしますので、画面左下のマイクのアイコンをクリックしてミュートを解除していただき発言をお願いいたします。発言の際は氏名をおっしゃっていただき、音声マイクに近づいてからご発言をお願いいたします。ご発言が終わりましたら再度ミュート設定するとともに、先ほどの「リアクション」「手を下げる」をクリックして手を下げていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に本日の会議資料については事前に送付しております。次第に記載しておりますが、資料1-1から資料3-2まででございます。資料のご準備のほうはよろしいでしょうか。

なお、本専門委員会におきましては、原則として公開で開催しております。資料および議事録も公開をさせていただきます。また、オンライン形式で傍聴されている方や報道関係者によるオンライン会議の画面撮影もでございますので、ご了承いただければと思います。

それでは第2回の東京都認証学童クラブ制度の創設に向けた専門委員会を開催させていただきます。

まず、前回ご欠席されました委員の方をご紹介いたしますので、一言ご挨拶をお願いできればと思います。

緒方礼子委員でございます。

○緒方委員

前回は欠席して失礼いたしました。八王子市立の由井第一小学校の校長の緒方と申します。よろしくお願いいたします。

○安藤家庭支援課長(事務局)

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席状況でございますが、荒井委員から欠席のご連絡がありまして、その他の委員の皆さまにつきましては出席いただいているところでございます。

それではこの後の進行は植木委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○植木委員長

承知しました。植木でございます。皆さまどうぞよろしく願いいたします。

では早速議事に入ってまいりたいと思います。

幾つか議事が用意されております。1つ目でございます。「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた実態調査」について。事務局から資料を用いて説明をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局から資料1に基づきまして、「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた実態調査」をご説明させていただきます。少々お時間を頂きますけれども、各種調査結果についてご説明をさせていただきます。

まず資料1-1でございます。こども都庁モニターを活用したこどもアンケートの結果でございます。こども都庁モニターとして登録していただいております小学校低学年200人、高学年201人を対象にインターネットによるアンケートを実施しました。回答者数は小学校低学年が197人、高学年が195人ございました。まず「学童クラブに通っているか」「通ったことがあるか」の質問でございます。回答は、「通ったことがある」が57.1%、224人でした。問2以降は、この224人を対象に質問をしております。右側の問2でございますが、「学童クラブが楽しいか」「楽しかったか」の質問でございます。回答としましては、「楽しい」「どちらかという楽しい」を合わせて85.3%でした。一方で「楽しくない」「どちらかという楽しくない」の合計は10.7%でした。

続きまして問3でございます。「学童クラブがより楽しくなるためにやりたいこと、やりたかったことは何ですか？」という質問です。回答は「おにごっこやスポーツなど身体を動かす遊びをしたい」が62.1%。「自然に触れる体験をしたい」が54.5%。「絵を描いたり、工作などをしたい」という回答が52.2%、ということで上位を占めております。

続きまして問4でございます。「学童クラブの生活で困ること、困ったことはありますか？」という質問です。「困ったことはない」が46.9%で一番多く回答がございましたが、一方で「遊ぶ場所が少ないこと」が22.3%、「ゆっくりできる場所が少ないこと」が21.9%と一定数の回答がありました。

続きまして問5でございます。「学童クラブの先生に対して感じたよかったこと」を教えてくださいという自由記述です。調査結果の要約ですけれども、「子どもたちの安全と成長を見守りながら、楽しく充実した時間を提供している点で評価されている」としております。例えば自由回答枠でございますが1つ目、「自分の想像したこと(やりたいこと)を叶えてくれる先生がいる」といった回答や、3つ目の回答で「子どもの人数が多いのにも関わらず、どの先生も自分のことをよく見てくれて、気にかけてくれた」「自分の性格をよく分かってくれていた」などの回答がございました。

続きまして問6でございます。逆に「学童クラブの先生に対して変えてほしいと思ったこと」を教えてくださいという自由記述です。「特にない」という回答が多く見られ

ましたけれども、「外遊び」「イベントやおもちゃ、本を増やしてほしい」「宿題や勉強のサポートを充実させてほしい」「おやつ改善」といった要望や「優しく接してほしい」などの先生の態度や対応の改善を求める声も見られております。

こどもアンケートの結果は以上です。

続きまして資料 1-2 でございまして、保護者アンケートの結果についてご報告をいたします。都内学童クラブ 200 施設を利用する保護者を対象に調査を実施しまして、回答者数は 902 人でした。

1 つ目の質問でございましてけれども、「学童クラブに望むこと」です。1 番目に望むこと、2 番目に望むこと、3 番目に望むことという形でそれぞれ聞いております。1 番目に望むことが特に強い希望ということであると思っておりますけれども、1 番目に望むことで一番多かったのが「学校から近いこと」が 33.9%、次に「自宅から近いこと」が 21.1%、3 番目が「行き帰りが安全であること」が 20.4%ということで上位を占めております。

続いて 2 番目の質問で「学童クラブでさらに充実するとよいと思うもの」です。1 番目にさらに充実するとよいと思うものは、「非日常的な体験・活動(創作活動、食育体験、社会科見学など)」が 23.2%。次に「運動、スポーツなど身体を動かすプログラム」が 22.0%、3 番目が「元気よく遊べる空間」19.2%が上位を占めております。

続きまして 3 番目の質問で「クラブの利用にあたり、保護者の方が負担に感じていること」です。一番負担に感じていることとして多く回答がありましたのが、「長期休業期間中のお弁当づくり」の割合が 61.6%と最も高く、次いで「特になし」が 11.3%、「預かり時間のミスマッチ(19 時以降の預かりなど)」が 10.0%でした。

続いて「19 時以降の預かりについて」詳しく聞いている質問になりますけれども、「通っているクラブで 19 時以降の預かりサービスがあった場合、利用したい」が 29.2%、「利用したいと思わない」が 70.8%という回答でした。

また、5 番目の質問で「19 時以降の預かりサービスがあった場合の利用希望時間」としましては、「20 時まで」が 46.0%と最も高く、次いで「19 時 30 分まで」が 38.8%という回答でした。

続きまして 6 番目の質問で「19 時以降の預かりサービスがあった場合の週の利用希望回数」は、「1 回」が 54.0%、「2 回」が 20.9%、「3 回」が 12.9%という回答でした。

その隣、「夏休み等の長期休業中におけるクラブでの昼食提供サービスの利用意向」については「利用したい」の割合が 92.5%、「利用したいと思わない」という回答が 7.5%という割合でした。

続きまして 8 番目の質問が送迎支援の利用ニーズを聞いております。「学校からクラブへの移動を支援するサービスがあった場合の利用意向」は、「学校内の学童クラブのため必要がない」44.2%、「利用したい」が 38.4%、「利用したいと思わない」が 14.2%という回答でした。

質問9以降は、月額の利用料について聞いております。学童クラブの月額利用料は「5000円以上」の割合が63.0%と最も高く、次いで「分からない」が18.8%、「4000円～5000円未満」が10.2%という回答でした。

学童クラブの月額利用料に対する満足度が10番目の質問ですけれども、「満足」の割合が40.2%と最も高く、次いで「まあ満足」が27.9%、「どちらとも言えない」が19.0%という回答です。

その隣「学童クラブの質やサービスが向上した場合における、現在の利用料からの増額の許容範囲」としては、「1001円～2000円増」が25.2%、「1円～1000円増」が24.6%、「2001円～3000円増」が16.4%という回答でした。

以上が保護者アンケートの結果です。

さらに続けまして、資料1-3「都内学童クラブの業務実態把握のためのアンケート」についてご説明をさせていただきます。都内学童クラブの1100施設を対象にアンケートを実施しまして、回答は453件でした。アンケートの結果について限らせていただきます。

最初の質問は「育成支援において適切と考える1支援単位の登録児童数の規模」でございまして。適切と考える1支援単位の登録児童数の規模は、「36人以上45人以下」の割合が41.7%と最も高く、次いで「20人以上35人以下」が37.3%、「19人以下」が11.9%という回答でした。

続いて職員の「平均の基本給(月額)」についてです。放課後児童支援員の常勤・非常勤、補助員の常勤・非常勤の区分に応じて集計をしております。ここでは支援員の「常勤」について紹介をいたします。基本給(月額)は「20万円～25万円未満」の割合が38.0%と最も高く、次いで「15万円～20万円未満」が29.6%、「25万円～30万円未満」が20.8%でした。続いて、「放課後児童支援員(常勤)の手当(月額)」は、「5万円未満」の割合が73.9%と最も高く、次いで「5万円～10万円未満」が18.3%、「15万円～20万円未満」が3.3%でした。

続きまして「常勤の支援員の平均勤続年数」です。「5年未満」の割合が52.5%と最も高く、次いで「5年～10年未満」が19.8%、「10年～15年未満」が12.4%でした。

続きまして、「育成支援について適切だと考える1支援単位の常勤職員数の規模」は、「3人以上」の割合が67.5%と最も高く、次いで「2人」が28.0%、「1人」が3.1%という回答でした。

続いて人材確保の取り組みとしましては、「ホームページやチラシ等を作成して周知している」が66.7%、「民間職業紹介を活用している」が63.8%、「ハローワークを活用している」が53.6%と上位を占めております。

続きまして、支援員の不足状況です。「大いに不足」「不足」「やや不足」ということで、不足しているという回答の合計が65.1%という割合でした。人材確保の課題としましては、「学童クラブの運営にあたり、学童クラブが求める資格や経歴等を持った人材

が集まらない」が一番多くて 50.8%、「学童クラブでの仕事に対する認知度が低い」が 49.7%、「若い人材からの応募が少ない」が 48.3%で上位となっております。

続きまして人材の定着に関する質問です。「支援員の定着状況」は、「定着率は低くない」が 51.4%で最も多い回答でしたが、一方「定着率が低く、困っている」という回答も 37.1%ございました。

「人材定着の課題」がその右側ですけれども、「人材の定着のために適切な賃金を設定することが難しい」が 52.3%、「精神的な負担が大きい」が 48.3%、「学童クラブの職員として長期的に働く意志のある人材が少ない」が 47.7%と上位を占めております。

続いて育成に関する質問ですけれども、「学童クラブの従業員ごとの研修計画(育成計画)の作成状況」としましては、「学童クラブの運営主体が研修計画(育成計画)を作成している」の割合が 76.8%、次いで「学童クラブ独自に研修計画(育成計画)を作成している」が 26.5%でした。一方「特に作成していない」という回答も 14.1%ございました。

続きまして「学童クラブにおける従業員向けの研修の実施状況」としましては、「定期的に区市町村が実施する研修を受講している」が 75.9%、「定期的に学童クラブの運営主体が実施する研修を受講している」が 72.8%、「定期的に東京都が実施する研修(資質向上研修等)を受講している」が 46.4%と上位を占めております。

「従業員の育成において重要と考えられる取り組み」ですけれども、「研修を実施することが重要」という回答が 82.1%、「OJTを実施することが重要」という回答が 62.9%、「施設長といった他の職員との意見交換が重要」という回答が 60.5%と上位を占めております。

右側が「従業員の育成が困難な理由」ですけれども、「従業員に対して育成支援を行うことができる職員はいるが、支援をする余裕がない」が 51.7%、「積極的に授業員を研修に参加させたいが、人材不足により参加させることが困難である」が 43.9%、「従業員に対して育成支援を行うことができるような職員がいない(不足している)」という回答が 35.3%と上位を占めております。

続いて東京都が今年度から実施している「東京都福祉サービス第三者評価の受審予定時期」についての質問です。受審予定時期は「受審の予定がない」の割合が 75.1%と最も高く、次いで「令和 6 年度中」が 11.0%、「令和 7 年度中」が 5.7%という回答でございました。

その隣が「第三者評価を令和 7 年度までに受審できない理由」としまして、「その他」の割合が 59.4%と最も多い回答でございました。その内容としましては、「未定」「検討中」という回答が大半を占めてございました。

続きまして、「児童に対する実施プログラム」の質問です。日々の活動で児童に対して行っているプログラムは「季節の行事(クリスマスや誕生日会等)」が 93.4%、「創作活動」が 85.2%、「運動・スポーツ」が 78.6%と上位を占めております。

次は①で回答しましたプログラムの年間実施回数の質問でございます。例えば「運

動・スポーツ」は、年間の平均実施回数 72.19 回という回答でございました。その他のプログラムの実施回数は記載の通りです。

続きまして、「児童の健全育成にとって望ましいプログラムの実施回数」でございませう。「1 ヶ月に 1 回程度」の割合が 45.3%と最も高く、次いで「週 1 回程度」が 22.7%、「それ以外」が 11.9%という回答でした。

続いて「児童に対する様々なプログラムを実施する上で生じる課題」としましては、「プログラムを企画・準備する時間がない」が 52.8%、「プログラムの指導を行うことができる人材がない(確保できない)」が 43.5%、「実施する場所がない」が 39.5%と上位を占めております。

「児童に対する様々なプログラムの企画運営において子どもたちが携わるための取組の実施状況」としましては、「育成支援の過程で子どもたちが発していた意見を職員が適宜汲み取り、企画や運営に活かしている」の割合が 72.0%、次いで「子どもたちから定期的にアンケートを取ったり、目安箱を設置するなどして意見を収集し、企画や運営に活かしている」が 39.1%、「子ども会議等を実施し、子どもたちが話し合った内容を企画や運営に活かしている」が 36.9%という回答でした。

続いて「子どもたちがプログラムの企画・運営に携わるような取組において、児童の健全育成にとって有効と考えられる実施頻度」でございませうけれども、「1 ヶ月に 1 回程度」が 38.9%、「3 ヶ月に 1 回程度」が 22.7%、「半年に 1 回程度」10.6%という回答が上位を占めました。

続いて「障害児の受け入れにおける課題」でございませう。障害児の受け入れにおける課題は、「障害特性への対応力がある職員の育成が難しい」と「個別対応が必要な障害児への職員の加配などの充実が難しい」という回答が同率で 70.9%と最も高く、次いで「障害等の専門的知識のある職員体制の確保が難しい」が 69.8%でした。

最後は「学童クラブ全体を通じた課題の優先度」でございませう。こちらは記載の通りでございませうので、後ほどご確認いただくようお願いいたします。

続きまして資料 1-4、区市町村アンケートの結果をご説明いたします。

都内 57 区市町村、学童クラブ事業を実施している自治体に調査を実施いたしました。まず「放課後児童支援員等の確保・定着に係る課題について」の質問でございませう。公設公営、公設民営、民設民営のそれぞれについて聞いております。公設公営における確保・定着に係る課題の有無について、課題があるとした区市町村は 35 区市町村でした。具体的な課題としましては、「学童クラブで働く職員を募集しても応募が少ない」「若い人材からの応募が少なく、職員の年齢層の高齢化が進んでいる」「職員の定着に必要な賃金設定とすることが難しい」といった回答がございました。

右側が、公設民営における課題でございませう。公設公営とほぼ同様の回答でした。

続きまして、民設民営における確保・定着に係る課題の有無について、課題があるとした区市町村は 13 区市町村でした。具体的な課題は、「国や都の運営補助が少なく、人

件費に充てる金額も少なくなり、他業種に比べ低収入となることから、人材が流出してしまい定着しない」「受講を希望しても放課後児童支援員研修を受けられない場合があり、資格者の確保に苦勞する」といった回答がございました。

その右の間4、「人材の確保・定着についての課題や要望」については、「認定資格研修の受講枠を拡大してほしい」といった意見や、「認定資格研修の申し込みから受講までの期間を短縮してほしい」という意見、また「大学生の時に放課後児童支援員資格を取得できるようにしてほしい」「合同企業説明会等を都内各地で実施してほしい」「処遇改善に資する補助制度を創設してほしい」といった回答がございました。

続きまして、処遇改善に関する国事業の活用状況についてです。国の処遇改善に関する事業は3つありまして、まず「放課後児童支援員等処遇改善等事業の利用有無について」でございます。円グラフの右側のところに事業の概要、線で囲んでご説明しているところですが、この事業につきましては16区市町村が利用しているという回答でした。利用しない理由は「地域との連携・協力等の育成支援の内容を満たすことが難しい」「区市町村のマンパワー不足」といった回答がございました。

右側が、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の利用の有無について」でございます。14区市町村が利用しているという回答でした。利用しない理由としては、「受託している事業者によっては、経験年数や研修実績に応じた段階的な賃金体系が構築できていないため」「勤続年数の確認など、補助事業を利用するにあたり事務処理が複雑で、職員の負担が大きくなってしまうため」といった回答がございました。

次が3番目、問7でございます。「月額9000円相当の賃金改善に関する事業の利用の有無について」です。こちらは49区市町村が利用しているという回答でした。利用しない理由としては、区市町村独自に同様に「月額9000円相当の賃金改善以上の報酬改定を実施」していて国事業は活用していないといった回答がございました。

続きまして、「放課後児童支援員に対する研修についての課題、要望」でございませう。「認定資格研修や資質向上研修に加えて、各学童クラブの課題や各職員の経験に応じて受講できるような研修を充実させてほしい」「区市町村で独自に研修を実施する場合、適切な講師を探すことが難しく苦慮している」「オンラインで受講できる研修を増やしてほしい」といった回答がございました。

続きまして「多様な活動や遊びに対する支援について」でございませう。多様な活動や遊びについて、区市町村が独自に行っている支援を聞いたところ、「放課後子ども教室と学童保育クラブの児童が共通のプログラムを通して多様な活動を行うことを目的として補助を行っている」「自然体験など施設外での活動における経費に対する補助を行っている」「学童クラブに参加している児童に、様々な学習、スポーツおよび体験活動の機会を定期的かつ継続的に提供できるように企画提案を行うという事業を業者に委託して行っている」といった回答がございました。

続きまして「障害児の受け入れ」に関する質問でございませう。障害児を受け入れるた

めの加配の実施状況は、59の区市町村で実施されているとの回答でした。次はその障害児を受け入れるための加配について「加配人数認定方法および認定頻度」について調査したものです。加配人数につきましては「障害児1人に対し職員1人を配置」と回答したのが10区市町村、「障害児2人に対し職員1人を配置」と回答したのが13区市町村、「障害の程度により異なる」と回答したのが20区市町村といった結果でした。

次は「加配の認定方法について」でございます。「審査会・協議会等を開催し認定」と回答したのは26区市町村、「所管課で障害児の状況を把握し認定」と回答したのが12区市町村、「手帳、診断書、特別支援学級等に通っているか等により認定」と回答したのが7区市町村でした。

次は「加配の認定頻度」でございます。回答の多かったところでは「年1回」と回答したのが16区市町村、「随時、入所時」と回答したのが20の区市町村でした。

その右側ですが、障害児を受け入れるための課題や要望でございます。「要支援児に対応できる職員の確保が難しい」「障害児を受け入れるための施設の環境整備が整っていない」「現状の人件費の補助が不十分」「障害児と認定されていないが、入会後に配慮が必要であると判明する児童が増えており、人員の確保が課題となっている」「小学校や特別支援学校からの送迎支援体制が整っていない」といった回答がございました。

最後でございますけれども、「学童クラブの利用申し込みについて」公設公営、公設民営、民設民営それぞれの区分ごとに聞いております。こちらは参考ですので後ほどご確認いただければと思います。

以上で、認証学童クラブ制度創設に向けた実態調査の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○植木委員長

ありがとうございました。

ただ今4つの調査、東京都認証学童クラブ制度創設に向けた実態調査についてご説明をいただきました。ただ今の説明内容に関しまして、ご質問がございましたら挙手ボタンでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それぞれの調査で幾つか気づきがあったかなというふうにも思います。例えば子ども調査に関しては、低学年のニーズと高学年のニーズでほぼ似たような棒グラフに見えますけれども、しかし頻度からいうと高学年の頻度が少しずつ少ないですね。そうしますと、高学年のニーズは選択肢になり、我々大人が気づかないニーズがあるのかもしれない。また、遊ぶ場所が少ないとかゆっくりできる場所が少ないという回答もありましたね。こういったことからすると、一人当たりの平米面積、これは維持する必要があるわけですが、それを超えて複数の場所、複数の空間の確保ということも必要なのかもしれないですね。保護者ニーズに関しては多様化のようなところ、新たな現代的なニーズへの対応といったことが見えてきます。

学童クラブアンケートに関しては、やはり適正規模は45人以下だというのが圧

倒的に多いわけです。これはもうおそらく現場の実感ですよね。子どもたちを一人一人対応できる限界、これが45人以下なのだということの1つのメッセージにも聞こえてまいります。

区市町村調査に関しては、9000円の賃金改善以外のところが、処遇改善事業の利用の低さが気になりますよね。これは国の設計が不十分なのか、あるいは区市町村の事務的な何か手続きの背景があるのか。そのあたりの分析も必要になってくるのかなという気がいたします。

さて、いかがでございましょうか。ご質問ございますか。

水野委員、お願いいたします。

○水野委員

一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。

これは質問というか、ですが。資料1-3の中の職員の平均の基本給の中の、「周辺業務担当職員」というところがございます。こちらは、どのような職員がこちらの中に該当されるのか、はっきりしたくてご質問させていただいております。お願いいたします。

○事務局

はい。では事務局のほうからお答えさせていただきます。

児童に直接支援に係る業務以外の、いろいろな準備など事務的な業務を行っている職員でございます。

○水野委員

これは事務担当、本部業務とかそういう形の方を想定されている感じですか。

○事務局

本部ではなくて、実際クラブの中で、直接支援以外の部分をフォローする形で働いている職員でございます。ちょっと数としては標本数にしても1人ということで少ないのですが、そうした職員も中にはいるということでございます。

○水野委員

承知しました。ありがとうございます。

○植木委員長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいですか。もし後からお気づきのところがありましたら、最後のところでまたご質問ください。

それでは、次に移ってまいります。

続いて議事の2つ目でございます。「学童クラブ関係団体のヒアリング」です。本日は2つの団体様からお越しいただいております。東京都学童保育協会様、それと東京都学童保育連絡協議会様でございます。まずは前者の東京都学童保育協会様よりご報告をお願いできますでしょうか。

○中山理事(保育協会)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

東京都学童保育協会の理事を務めております中山と申します。最初に私のほうから概要を説明させていただきまして、その後、各理事のほうから取り組みについてですとか、もしくは今公設の学童を運営されているの課題感などをお伝えさせていただけたらと思います。

まず、東京都学童保育協会なのですが、東京都において放課後児童クラブ学童保育を運営する事業者の連携団体となっております。我々はNPO法人として学童だけではなく、無料の放課後の居場所やその場等々活動させていただいているのですが、営利、非営利問わず株式会社やNPOと連携していこうという団体です。コンセプトとしましては、学童をもっと子どもたちが行きたいとか、やりたいことに挑戦できるとか、自分らしく過ごせるとか、そういった放課後の基地にしていこうということで設立をされました。いろいろな事業者がいるのですけれども共通の思いとしては、子どもたちの放課後の過ごし方、豊かさは本当にこれでいいのだろうか。もっと子どもたちにとってもより良い放課後とか学童保育があるのではないかと、ということで設立しております。目指すところとしては、まず保育の質を高めていくということ。そして、子どもたちの主体性や選択をちゃんと尊重していくこと。子どもの権利と言い換えてもいいかもしれませんけれども、きちんと尊重していくこと。次に、楽しみに行きたいと思える場所にするということ。残念ながら今の学童保育は高学年になるにつれ、もう行きたくないということで、夏休み後に退所する児童が本当にたくさんいます。親に行かされているという場所に残念ながらなってしまうので、そうではなく、楽しくて行きたい、過ごしたいと思える場所にしていこうということを考えております。

具体的な提言としましては、まず、こちらも様々言われていますけれども1日当たり40人以下の在籍数、こちらは本当に徹底していこうと。大規模学童になればなるほど子どもたちは非常に活動を制限されておりますので、そうではなく、きちんとここは徹底していきましょうということ。もう1つ、支援を要する児童への加配の徹底。こちらは今、自治体によって大きく制度が異なっております、先ほどのアンケートでも1年に1回しか認定されない。タイミングを逃すと1年待つてしまう。そういった加配なしで1年本当にもつのだろうかということ。子どもも保護者も、そして周りの児童も非常に厳しい状況を迎えてしまうということが現実起きておりますので、こちらはぜひ東京都、共通の基準で徹底していただきたいというふうに思っております。

次に、支援員の待遇です。こちらは、当然東京は日本一生活コストが高い都市ですので、支援員の待遇をきちっと上げていかないと、私自身学生時代から支援員として働いておまして、ずっと学童をやってきましたけれども、やはり結婚とか出産などでどんどん仲間が辞めていくという状況も見てきました。そんな中で誇りを持って働ける、きちんとプロとして仕事を続けていけるような待遇にしていきたいというふうに思っております。

次に、保育園、学校、公的機関等の連携を強化するという事で、子どもたちは学童だけに来ているわけではありません。場所によっては学校から「今日はここでやりなさい」「明日はこの教室を使いなさい」というような形で、連携というよりも命令という形で子どもたちが右往左往しているような学童も東京都内にあると聞いております。そうではなくて、きちんとイコールパートナーとして学校や保育園、公的機関と連携をして、子どもたちの成長を支援していくということが必要なのではないかと考えております。

次に、常勤の支援員配置。こちらは最低加配数2名、基本は3名以上配置できる予算としていただきたいと考えております。どの仕事でもそうだと思うのですが、常勤の支援員が1人で何十人もの子どものことをみるというのは、たとえ非常勤の支援員がいたとしても非常に厳しいと。悩みも相談できないこと、より良い活動のための考える時間も取りにくいということがありますので、基本は3名以上、きちんと子どもたちをみる体制を作っていきたいと考えております。

次に、各施設独自の取り組みを容認するという事で、これは一部にあるような例えば英会話教室、英語で学童やりますということではなくて、昔あったような地域とのつながり、社会とのつながり。いろいろな放課後の時間に子どもたちが体験できたわけですが、残念ながら今子どもたちはほとんどが家の都合で学童に週5日行くという子が非常に多いので、学童に通いながらも様々な体験、経験、社会とのつながりを実感できるようにしていきたいと考えております。こちらは当然ながらあくまでも児童の主体的選択によるものだと考えております。

最後に、児童の募集は自治体ごとではなくて事業者や施設ごとにも行う。こちらはやはり子どもの選択の権利ということで、児童が自らの居場所を選択できる、自分で選ぶ、保護者と一緒に選ぶということが非常に大切だと考えておりますので、そういったことを提言させていただきます。

では次に、田端理事より実際の取り組みについてお願いいたします。

○田端理事

東京都学童保育協会理事の田端と申します。弊社は株式会社で学童クラブ放課後事業を運営させていただいていて、公設民営の他に東京都内では3区で都型学童クラブ9施設、現在16支援の運営がございます。そちらの中で、先ほど中山理事のほうからもありました施設独自の取り組みという点で、少しでも子どもたちに寄与できればと思ってやっている活動のほうをご紹介します。なお、1支援で現在その都型では2、3名の常勤を配置してなんとか今からご紹介するような活動ができている状況がございますので、やはり職員の配置ということが大切なのだなと感じております。

まず、就学前から学童と連携することで小学校生活をスムーズにしたいということから、民間学童はなかなか学校内に設置はされませんので、逆にそこをうまく捉えて、学校内にあるからこそ来てもらいやすいような取り組みを作って、就学前の時点から学童

というのを見てもらうという活動をしております。これにより小学校に入るタイミングの入学前からの学童の生活が、少し子どもたちには見えている状態でスタートできるというのがプラスに捉えられているなというふうに感じて続けております。

2つ目に、学校に少し行きづらくなるというお子さまが最近増えていると感じております。こちらについては、やはり民間の学童は外にございますので、多様な小学校からのご利用があるため、学校をお休みしても学童だけは来られるという形のお子さまが増えているというふうに感じます。これにより集団に属することができて、子どもたちならではの活動というのも続けられるというのはプラスかなというふうに思っています。

もう1点、子どもたちのニーズに応えたいということで、子どもたちから希望がある企業様との連携で、いろいろな社会科見学というものをさせていただいています。これは、民間企業同士でやりやすいというところもあるのですが、多様な企業様にご協力いただくことで、子どもたちにいろいろな仕事や大人を知っていただけるというのができております。

私からは3点、共有でございました。この後、島根委員のほうから少しお話をお願いします。

○島根理事

東急キッズベースキャンプの島根でございます。

私どもは、民間の学童保育と公設民営の学童保育を運営しておりますが、港区で運営している公設民営の事例をお伝えしたいと思います。

今日はアンケートで、自宅から近い、学校から通いやすい学童がいいということで結果が出ていましたけれど、真逆の場所にある、徒歩で言いますと大体学校から子どもたちが徒歩で20分から30分くらいかけて通ってきています。そしてバスを使って40分くらいかけて通ってくる子どもたちもいる。もともとは周辺の学校内の学童で待機が出てきてしまっただけでできた施設ですけれども、実際今は逆転をして学校内の学童ではむしろ欠員が出ていて、当社が運営している遠い学童が利用者に選ばれていて逆に待機がいるという状況になっている。ではなぜそれが起きているのかということをご説明していきます。大きく分けると2つございます。1つは体験の質ということでありまして。もう1つが人材。

1つ目の体験ですけれども、港区の学童、特に東麻布の学童クラブ、こちらはもともと廃校の跡地を利用して施設が運営されておりますが、母校がなくなったということで、地域にお住まいのOB、OGにお越しいただいて、それぞれのお仕事や社会を知る特別ワークショップを行う。新聞記者さん、お寿司屋さん、気象予報士さん、キッズニアよりもよっぽど楽しくてリアリティのある経験を実際に教えていただいたり、体験活動を行う。地域の商店街をインタビューで歩いていたり、清掃活動をやることによって地域の方と常に挨拶ができるような顔見知りになってくる。夏祭りに我々が参加したり、施設のお祭りや年度末の行事にご招待することによって、地域に昔からお住まいの

高齢の方たちと、まだ町会にも入っていない若いファミリー層が交流することによって地域への愛着や地域社会を子どもたちが学ぶという活動を行っています。南麻布の学童クラブは逆に地域の資源が少ないので、どちらかというクラブ活動、子どもたちが主体者としてやりたいことをどんどん提案してもらって、それをどうにか実現しようということで、地域の方や地域にいなければそういったプロの方にお越しいただいて、子どもたちがやりたいことを徹底的に実現していくような活動を行っています。

2つ目は人材です。当社は応募採用倍率が新卒で70倍もあるような人気がある企業になりますけれども、この理由が1つは研修にあります。当社では放課後児童支援員の認定資格研修24時間の大体10倍くらいの量を3年くらいかけて、資質向上研修に当たるものを提供しています。この研修を目当てに人が集まってくるわけですが、配置基準を今日いろいろとご提案があった支援の単位40だと大体3名くらい、1対15以内の配置をして、しかも正社員比率が非常に高い。そして関わり方も子どもの主体性を大切にするコーチングというコミュニケーション技術を使っています。唯一当社の中で弱点があるとすると、働きがいのある会社、認定企業なのですが、従業員のアンケートの中で唯一項目が低いのが給与です。給与だけはどうしても、我々のビジネスモデル上なかなか高い給与を提供することができないので、ぜひ処遇改善の補助の充実といったものをお願いしたいと思っております。そして、施設も非常に大切かなと思いますが、できれば施設よりも人にお金をかけるほうが保育の質の向上には大きく貢献するのではないかと考えております。以上になります。

○中正理事

続きまして、東京都学童保育協会の中正でございます。

当社は株式会社でございまして、公設民営を中心に運営をさせていただいております。よって各行政からお任せいただいておりますので、その範囲の中で運営をさせていただいているということでございます。1点だけ今日お伝えしたいのは、安心・安全という取り組みで、14年間続けていることを皆さんにお伝えしたいと思っております。それは帰宅サポートということです。どちらかという子ども中心というよりは安全というところでの取り組みなのですが、施設から2、3のルートを用意して、子どもたちの帰りを安全なポイントまで職員が送るというサポートです。夏場は17時から17時30分、18時。冬場は日が暮れるのが早いので16時30分からスタートしてございまして、安全に送らせていただいております。職員が地域の皆さんと挨拶をしっかりとすることで、子どもたちを引き合わせて防犯にもつながっていると認識をしております。改めてそういったサポートも含めて、職員は学童という仕事に誇りを持って仕事をしております。待遇など改善をしていかないといけないと思っておりますし、研修の実施で学びを増やしていくことも大事だと思うのですが、私としては学童保育の仕事の魅力を私たち協会、行政も含めてもっと発信するべきだと思っております。本当にいい仕事だということを、協会を挙げてもっと発信活動をするべきだと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○中山理事

ありがとうございます。

次に船田理事から、今の公的学童等々の課題や改善点についてお願いします。

○船田理事

学童保育理事、株式会社セリオの船田でございます。よろしくお願いたします。

当社も公設民営、そして都型学童クラブの運営をさせていただいております。その中で、やはり公設民営の中での課題といたしましては、自治体によって基準が大きく異なるというところを運営事業者としては感じております。先ほどのアンケートでもございましたが、支援児の基準も含めまして配置基準も異なります。また補助金の考え方、業務委託費になりますけれども、基準の積算方法も開示されない中でどのように積算されているかもちょっと不透明なところがありまして、ここの差が非常に難しいところがございます。今日のお話は子どもたちの部分をちょっと抜いて、制度的なところのお話をさせていただいておりますが、こういった「差」が運営の質にも大きく影響をすることで、そして職員の質にも影響をすることがございます。実際に10月に最低賃金が改定されても、業務委託費が改善されるというのは、翌年度以降半年間持ち出しという事業者さんもある状況がございますので、こういったところもこの認証学童の部分で、最低賃金ではない新たな夢のある仕事として従事できるような制度設計をお願いしたいと考えております。

もう1点最後になりますが、現在東京都では公設公営、公設民営、都型学童クラブ、そして民間学童と様々な形態がございますけれども。現在東京都の都型学童クラブがございますが、今回の認証学童を設置することによって、この差別化をどのようにされるのかというところが我々運営事業者、そして楽しく過ごしている子どもたちにとっても非常に気になるところであります。都型学童クラブは、各自治体様によっては残念ながら公設民営に準じなさいと。料金、時間、そして入所審査、入所決定に至るまで全て公設民営に準じている都型学童クラブもございます。施設整備以外は全て公設と同じというところもございますので、なかなか運営ノウハウも取りにくいところもございます。これが認証を設置されることによって都型が廃止等されてしまうのか、さらなる発展になるのか、差別化についてもこの専門委員会で議論いただければというふうに考えております。以上でございます。

○中山理事

ありがとうございます。

今様々、それぞれの事業者の特色ある取り組み等々について発表していただきましたが、実際子どもたちのために、もしくは子どもたちがやりたいと言ってやろうとしても、自治体さんによっては禁止と。余計なことはやるな、決められたこと以外やってはいけないという自治体はかなり多くありますと。本当にこの学童保育、放課後の時間は

子どもたちのためにやろうと思っているのだろうか和我々自身も疑問に思うくらい、そういう厳しさ、統一してやらないということがまかり通っているのが今の放課後学童保育になっておりますので、もっと子どもたち自身が自分たちのやりたいことにチャレンジしたり、地域社会とつながっていける特色があるような活動が推進されるといいなと考えております。では、私たちからは以上です。ありがとうございました。

○植木委員長

ありがとうございました。

ただ今、東京都学童保育協会様からの報告を頂きました。ただ今の報告内容に関しましてご質問がありましたら挙手ボタンをお願いいたします。

緒方委員お願いいたします。

○緒方委員

ありがとうございました。

とても充実した支援を行っているということで、私もびっくりしてしまいました。自治体差とか地域差がすごく大きいのだなというこの取り組みについては、一概に全て一緒にできるものではないのではないかなと。私は八王子なので、こういったところできたときに、子どもたちがどちらを選ぶのだろうかというのもすごく疑問に思っているところなのですが。施設の利用料というのは、お幾らくらいを設定しているのですか？

○中山理事

今説明のあった公設民営は、いわゆる公立の学童と同様の料金かと思えます。我々民設民営、いわゆる民間学童をやっているのですが、料金としましては地域の公設学童の大体倍くらいかかるのですけれども。一方で我々の場合 NPO として、いわゆる生活困窮世帯等は寄付を団体で集めて無料で受け入れるということをやっていたり、兄弟がいてなかなか家計負担がきつい家庭に関しては、保育料の減免というのを独自にやったりします。そのあたりは団体ごとに異なるといった形になるかなとは思っています。今説明いただいたベネッセさんですとか、東急キッズベースキャンプさんは公設民営の範囲内で半ば持ち出しみたいな形で常設の職員をたくさん配置して、あのような充実した活動をされているといった形になるかと思えます。

○緒方委員

ありがとうございました。

○植木委員長

ありがとうございました。その他はいかがでしょうか。

高橋委員お願いいたします。

○高橋委員

高橋です。ご説明どうもありがとうございました。

1点まず質問をしたいと思えます。具体的な提言ということで幾つかお考えを示していただきましたけれども、その中で児童の募集は自治体ではなく事業者、施設ごとに行

うと、そのように書かれています。一定の説明はされているかと思うのですが、子どもたちが学校での生活を終えて自分の足で学童保育に帰って行くということを考えると、やはり子どもたちが歩いて通える範囲に学童保育が必要になると思います。そういったこととの関係で言うと、ここでいわれている児童の募集は自治体ではなく事業者、施設ごとということになると、いろいろな地域の中でのアンバランスさが出てくるのではないかなということを危惧します。子どもたちが歩いて通える範囲の中に学童保育がちゃんと存在をするということ。それで足りない地域には必要な数だけ学童保育を増やしていく。そういったことが今必要ではないのかなと思うのですが、その点について改めてご説明をいただければと思います。以上です。

○中山理事

ありがとうございます。

今回の認証学童制度というのは、今まであった放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブとは異なると、東京都の発表にも抜本的に変えていくという言葉があったかと思うのですが、全く異なる事業というふうに認識をしております。したがって、これまでの例えば学校内学童ですとか学校の近くにある学童もそうですが、公設民営学童というのはおそらくそのまま運営されていくと思うのですけれども、それとは別に認証学童保育、子どもたちが自由に取り組めるような学童保育というものが東京の中にたくさんできていくことで、相互に刺激をし合って、学童保育全体の質の向上につなげていきたい。今、特に教育分野でも世界的にオルタナティブスクールがどんどん増えていますが、オルタナティブスクールが全体の学校の1%を超えると、公的教育が劇的に良くなるということもいわれておりますので、そういったオルタナティブな形の学童保育、認証学童保育というのがどんどんできていき、子どもたちが「こういった活動しているところは楽しくていいな」と言っていくことで、従来の学童もただ「これやめなさい」「あれやめなさい」というのではなくて、楽しい取り組み、子どもたち発信の取り組みというのが増えていくのではないかと考えておまして、そういう意味でこれまでの学童保育とは別のそれぞれの事業者、施設ごとの募集というふうに考えております。

○植木委員長

高橋委員、いかがですか。

○高橋委員

ご説明ありがとうございました。

イメージで言うと、これまである学童保育とは全く別物としてこの認証学童クラブについては考える必要があって、そういう意味では先ほどもご発言がありました都型学童クラブとの棲み分けだとか、どういうふうに整理されるのかというのが今後の課題だということのご発言にもつながるご説明ということで受け止めてよろしいでしょうか。

○中山理事

はい、ご認識の通りだと思います。まさに学童保育全体を底上げするための認証学童

保育というふうに位置づけていけるのではないかと期待をさせていただいています。

○高橋委員

分かりました。ありがとうございます。

○植木委員長

ありがとうございました。その他はよろしいでしょうか。

それでは続きまして、東京都学童保育連絡協議会様より報告をお願いいたします。

○福原事務局長(都連協)

事務局長をさせてもらっています福原と申します。

東京都の学童保育施策は、1963年の都費による補助からスタートしています。私たちはそれより前の1962年に発足した連絡協議会です。23区内の保護者と指導員で構成する各区の連絡協議会が加盟していて、市部のほうは三多摩連協があり、共に全国連協に加盟して全国組織を構成するという形になっています。

今日はお手元のレジメに沿って報告します。資料番号をふってあるのですが全部は触れきれないので、レジメ以外のところは適宜ご覧いただければと思っています。

今日は「現状と課題」というオーダーを頂きました。レジメの一番上に「公的責任のもとで運営主体がどこであっても水準を下げない」ということを書きました。このことが今すごく問われていると我々は考えています。今日の内容としてはレジメの大きな1で、その視点からの課題提起ということと、大きな2では、運営主体がどこであっても実施主体が公的責任を果たすための取り組みとして、私が地元の文京区で取り組んできた時代以降取り組んでいる事例を紹介させていただきます。

まず資料1です。これは最近出た保育雑誌の「エデュカーレ」から私が取材を受けたときのタイトルが「学童保育は課題続出」というタイムリーな内容だったので、紹介させていただきました。この取材ではまず大事なこととして、学童保育の子どもたちについて確認しました。児童期の子どもたちの生活は家庭、学校、放課後というサイクルが基本です。子どもは大人との安定した信頼関係のもと、学習や遊び、十分な休息、睡眠、食事などが保証されることで安心して生活して育つことができるのだということ。それと学童保育はその生活サイクルの中でも、放課後の時間に我が子により良い生活の場を保証したいという、そのことを通して安心して働きたいという働く保護者の願いから生まれました。そして、学童保育の子どもたちは保護者の意思と選択で入所してきた子どもたちです。自分の意思で入ってきた子は一人もいないんです。でも自分の意思と足で毎日学童保育に帰って来なくてはならない子どもたちです。そんな子どもたちの放課後の生活の場だということ。全児童対策事業など、行きたいときだけ行くようなものとは決定的に異なるということ、そのことをこの取材の中ではお話しさせていただきました。子どもが自分の意思で帰って来られるように働きかけて毎日の生活を作っていくということは、学童保育の固有の専門性だと思います。この専門性を高めていくためには、指導員仲間との学び合いの中で時には批判の中にも評価を感じることもあるかもし

れません。指導員としての視座を高め合うような切磋琢磨が必要だと思います。でも、こういうのは指導員の努力だけでは難しく、なかなか生活の場の保証が困難な実態があると思います。資料1の2ページ目に4本柱というふうに記載があります。専用施設、集団規模、専任常勤複数体制、保護者の関わりということで挙げさせていただきました。残念ながらこれらが全て学童保育で実践されるには困難な状況があるかなというのを感じております。その背景には例えば、児童福祉法上の位置づけの弱さなどがあると思いますけれども、現場を担っている運営主体や指導員の努力だけでは役割を果たすことが困難な状況があるというのは、今日のお話の中でも感じたところです。資料1の最後にあります「だからこそ本来公的責任で質を上げていく必要がある」と、このときは強調して語らせていただきました。運営主体がどこであろうと実施主体である区市町村がきちんと関わって、安定して継続した運営に責任を持つということが必要だということです。

レジメの2点目。文京区の取り組みの紹介に入ります。実施主体である区がきちんと関わって、安定して継続した運営に責任を持っている事例と考えています。まず文京区の学童保育は育成室と呼んでいますが、この事業の基本的な考え方です。1983年に当時の組合、区職労の児童館分会から区に対して緊急提案がありました。地域の需要を分析して増設の必要性和予算化を訴えました。これを受けて文京区では、学童保育を必要とする全ての子どもを受け入れるということ、定数増ではなく増設をもって対応すると考え方が示されました。以降、新設と増設を重ねてきたのが文京の学童保育の歴史です。23年前は23ヶ所だった公設の学童保育が現在は55ヶ所となっています。資料2にある一覧表です。ここには今55ヶ所、単位はイコールで55単位です。このうち31が公設民営となっています。公設民営化は2006年から始まって、2024年今年の春、民間が運営主体を担う育成室が直営の数を超えました。今日の事例はこの経緯の中で、どこが運営主体になっても公的責任のもとで行うということを目指す取り組みという視点で紹介します。ちなみに文京区の職員体制ですが、育成室では児童指導などの正規の専門職、これが2名配置されることになっています。ですので、直営の場合は文京区の正規職員である専門職が配置されます。委託先でも同様の考え方による人件費が計上されています。この正規職員2名体制を基本に、定数増や要配慮児の受け入れなどに応じて会計年度任用職員の加配があります。あと児童館内の育成室以外の育成室では、公設公営の12室については正規職員3名体制を確立しています。民間の場合は委託の際の配置表を見ると、正規が2名以上と記述がされています。

続いて資料3から6は、ざっとここに何が書いてありますということだけ触れます。最初の民間委託のときに保育水準を確保するための取り組みを記録したものを引っ張り出してきました。まず資料3を中心にご覧いただければと思いますが、2003年に行革の計画の中で児童館内2室の民営化の方針が初めて示されました。これは2006年から実施するという計画でした。当時私は文京区学童保育連絡協議会の事務局長でしたか

ら、この問題にはどっぷりと向き合うことになりました。区連協では、まずは話し合いが不十分ということと、やはり子どもの視点に立った検証がされていないということとを掲げて、一旦方針を撤回してほしいという署名を2万筆以上集めて区へ提出しています。ただその後行革の計画は決まってしまう、民営化は止められないという判断のもと、委託になっても質を下げさせない取り組みをしていこうというふうに変更しました。委託になっても質を下げさせないという際の根拠なのですが、法的責任の追及を根拠にしよう。学童保育の設置者である文京区には設置者としての責任があると、そのことを忘れさせないようにしようということでした。学童保育は、当時はなかったですが放課後児童クラブ運営指針に示されたことを実践することを通して、子どもの権利と福祉を守るための事業だと思っています。住所地によって申請できる育成室も決まっていますから、区内のどこに住んでいても必要とする子どもが継続して保育を受けられると、そのことを第一に据えたいということを目指していました。そして、どこに住んでも必要とする子どもが継続して保育を受けられるため、区が公の事業として設置して運営にも責任を持って役割を果たしていく、そのことで安定して継続して運営できて権利も福祉も守られるという考え方です。運営形態に関わらず、長年にわたり安定して継続して運営するためには、指導員が定着して専門職としての仕事が確立している必要がある。そのことを目指していくということを確認しました。そのためには、指導員の学び合いが保証されているか、午前中からの勤務が保証されているか、継続した勤務が保証されているかといったところを大事にしていこうということを確認し、そのことを区が保証している状態、これが公的な責任を果たしている状態としよう確認したことを覚えています。さらに今付け加えるならば、専用の施設が確保されているということも重要と思っています。具体的にどんな取り組みをしたかについては、このときも質は下げないと言われたのですが、文京区でも当時は、この「質」とは何なのかということが明文化されていなかったんです。そこで2004年に、それまでの育成室の到達点と大切にしてきたことを区連協と組合が資料としてまとめました。区連協は「ただいま」という冊子を作成しました。これは資料4の1ページ目の後半から2ページ目の前半に取り組みが書いてあります。これを受けて所管課も「現行事業の整理」という資料を作成して、これは後の文京区育成室保育指針の基になっているというふうにつまえています。翌2005年には委託のハードルをできるだけ高くさせるという取り組みを行いました。事業者の募集要項と仕様書の区連協案を作成して要望書として提出しています。このへんは資料4の2ページ目に書いてあります。結果的にプロポーザルでNPOが2室を受託したということになります。

資料6の2ページ目に業務の引き継ぎのことが書いてあります。文京区の場合、運営主体が確定してから行う具体的な業務の引き継ぎ以外にも、事業者とていねいなコミュニケーションを取って共に取り組んでいるという特徴があると思います。育成室の保育指針は、これは私が次世代育成支援の会議の委員になったときに、これからは委託も進

んでいくので保育指針は絶対に必要になるということを発言し、当時出席していた課長から検討するという返答がありましたけれども、そのことが保育指針策定につながった一面もあると考えていますが、今は直営も民間も隔てなく文京の育成室で尊重すべき指針になっています。

あとは正規指導員の研究会があります。資料6の3ページ目に少し記述があります。保育技術を学ぶ研究会の他に実践検討会もありますが、この中でそれぞれの実践を語り合うことが文京の礎を作ってきたと聞いています。この研究会へは民間の指導員も参加しています。それと資料6の3ページ目に書いてあります所管課と現場の連携が図られています。地区館長制が採られていて委託先の育成室も地区に含まれています。地区館長は区の係長職ですが、直営の専門職が配置されていますので、現場の声を庁内に届けやすいという利点があります。

あとは、残念ながら運営がうまくいかなかったことで受託事業者の交替を経験した育成室がありますが、その当時父母会からの要望で交換研修と巡回指導も入れられました。この後受託事業者が交替されたときに、交換研修はなくなったけれども巡回指導は残ったという形です。巡回指導は地区館長だけに全てを背負わせることを避けることにもつながっています。こんなふうに現場の保護者が当事者として声を上げていくことも重要だと実感しています。

あとは、委託後の委託先との関係と質の確保については月例協議と定期評価があります。これは毎月の月例協議で毎月の動向をきちんと確認するという事で、地区館長ですとか所管課の担当者も入って行きます。あとは年4回の定期評価です。このうち1回は年度評価となって評価項目が異なっています。この定期評価の内容は月例協議でも報告されます。このようなコミュニケーションの中で、保育についての相談に乗ることもあると聞いています。以上が、委託前と委託後の運営のプロセスにおいて、公設公営の育成室が培ってきたものと同等の水準を公設民営でも保っていくための取り組みとしています。

最後に、「大切にしてきたこと」ということでレジメに、公的な責任を果たすということはどういうことかと、常に確認するという事を書きました。これは、公設の学童保育がどうあるべきかではなくて、学童保育とは何かという点から公設の意義を探るということかなということをお忘れないようにしていきたいと思っています。それは何かというと「生活の場を作る」という事を通して、「どこを目指していくか」ということだと思うのですが、それは子どもの権利と福祉の保証だと思うんです。そのためにも指導員が長く継続して、学童保育を必要とする子どもに関われることや、学童保育の専用室が必要なのだということ、そしてそのことは本来どこに住んでも保証されるべきで、それは公的に保証されるべきだということ、このことを目指していこうというふうを考えています。そのためにも保護者が主体者として関わっていくということも大切なことと考えています。実施主体は区ですから、区民の中で合意がある、区民が求める水準に

する、そういう要求を育んでいくプロセス自体も大事ななと思っています。そしてそのための土台として、法的な責任のもとで学童保育の役割と意義について絶えず社会に発信していくことが大事だと思っています。私がこの世界に関わって25年近くになりますが、この間ずいぶんと運営主体の多様化が進みました。認証学童クラブの目的には民間活力の活用ということも明記されています。このことも踏まえて、私たちは丸々民間の方たちに任せるのではなくて、区市が関わる仕組みというのは必要ではないかという提起として報告をさせていただきました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○植木委員長

ありがとうございました。

ただ今の東京都学童保育連絡協議会様からの報告につきまして、ご質問がございましたら挙手ボタンをお願いいたします。

緒方委員、お願いいたします。

○緒方委員

質問ではないのですが、今の発表が非常に八王子市にも似ているなと思ひまして。八王子市だけなのかどうか私はよく分からないのですが。八王子市も放課後児童支援課というのが教育委員会の中に入っているのです、私は学校の立場から言わせてもらおうと、教育委員会の指示を受けてやっているものが多いので、学童もある意味子どもの生活の延長線上というふうに捉えていて、教育委員会とか私たちが直接指導を受けている教育指導課などと深いつながりを持っています。何をするにしても、学童も学校教育の中のある意味一部分というようなイメージを持っています。例えば夏休みの昼食提供も、学校給食課という教育委員会の中の給食課が、まず必ず5日間はやることとなっております。うちの学校の場合は、学童をやっている団体と給食をやっている団体が同じところだということもあり、プラスアルファ10日間やる、というような自由度があり給食提供もやっております。あとは、この放課後児童支援課というのは、「放課後子ども教室」ということもやっております、放課後の校庭を毎日開放しているのです、学童の子も放課後の子も一緒に遊べる場があるということもあります。それプラス、今八王子市では「朝の子ども教室」というのを始めました。そうすると7時40分くらいから学校が始まるまで学校の校庭を開放して、見守りの方がいて、ということで朝早く勤務しないといけない保護者の方が登校させて、見守る状況があるということで。そういう意味では校長の立場としては、常に教育委員会が関わっている、そして一番いわれているのが、学校の施設というのは学校の教育のために一部お借りしているのであって、放課後とか朝はもうどんどん貸し出しなさい、というようなイメージなので。もちろん学童さんにも使っていただいていますし、夏休みは特に暑かったので、体育館を冷房効かせてどうぞ使ってくださいということで開放したりというような、連携ができているのだなというのを今感じております。質問ではないのですが、八王子の取り組みをご紹介します

ていただきました。以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

都連協様から何かコメントございますか。

○福原事務局長(都連協)

特にはないです。

○植木委員長

ありがとうございます。その他いかがでございましょうか。

坂井委員、お願いいたします。

○坂井委員

ありがとうございます。

八王子市さんの取り組み、とても素敵だなと思ってお伺いしておりました。ただ他の自治体さんですと、学校内学童で毎日教室が変わったり、前日に連絡がきてあっちに行け、こっちに行けと、子どもたちが子どもの扱いを受けていないような自治体さんも多く聞いておりますので。やはりそういうところが子どもの環境が常日頃変わって、安定性が確立されていない自治体さんが非常に多いと聞いておりますので、そういうところが課題なのではないかと思っております。そういうところも合わせて委員会の中で、どういうふうに対処すべきなのかということが議論できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○植木委員長

ありがとうございます。

やはり、子どもたちが登録をして行かなければいけない場所、これが原則だとすれば、そこにいて子どもたちの安定が図られること。これはもう最低限の担保として考えていかなければいけない。だけれども状況によってはそれが担保されないケースがどうやらあり得るということですね。そのあたりもこの認証学童クラブ制度において、どこかフォローアップできるような仕組みが整えられると素敵だなというふうに思いました。ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。よろしいですか。

東京都学童保育協会様、それから東京都学童保育連絡協議会様から報告を頂きました。それぞれ大変貴重な提言も含めたご示唆を頂いたと思います。どうもありがとうございました。

それでは次に進めてまいります。

続いて議事の3つ目でございます。「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた課題整理について」です。資料が幾つかございます。資料の3-1では、第1回で各委員から頂いた意見をまとめております。またその次の資料3-2では実態調査の結果、それから先ほど頂きましたヒアリング等の内容、ご意見を踏まえて各事項について意見交換を行っ

てまいりたいと思っております。それではまず事務局から資料3の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは事務局から資料3をご説明させていただきます。

まず資料3-1でございますが、前回の専門委員会におきましてテーマごとに委員の皆さまからご発言いただいたものをまとめたものですので、ご確認をいただければと思います。

続きまして資料3-2でございますけれども、先ほどの第1回目の主な発言を踏まえつつ、資料3-2で今回の実態調査の結果も踏まえて、議論の方向性ということで改めてまとめさせていただいたものです。大項目としては4つ掲げております。

1つ目が「子供の自主性、社会性及び創造性を育むための適切な支援環境について」でございます。具体的な議論の方向性として5つ記載しております。(1)「1支援当たりの適切な児童の規模をどのように考えるか」。(2)「1支援当たりの適切な職員配置をどのように考えるか」。(3)「専用区画をどのように考えるか(タイムシェアの現状や児童1人当たりについての面積について)」などが議論のテーマになるかと考えております。(4)「子供の意見を反映させた活動内容を充実するために、どのような取り組みや支援が必要であるか」。(5)「障害のある子供も含め、同じ空間で過ごせるようにするためには、どのような取り組みや支援が必要か」です。

2番目でございますが、「保護者ニーズへの対応について」です。「長期休業中の昼食提供のニーズが高い、また19時以降の利用ニーズも一定数存在するなどの保護者アンケートの結果を踏まえて、学童クラブで提供するサービスをどのように考えるか」です。

3番目が「人材の確保、定着、育成について」でございます。この中でも具体的な3つテーマがあるかと考えておきまして、(1)「支援員等の処遇をどのように考えるか」でございます。(2)が職員の育成で「育成に当たってどのような研修を充実させていく必要があるか。また研修受講を促進していくためには、どのような取り組みや支援が必要か」というところでございます。(3)「その他、人材の確保、定着、育成について全般的にどのような取り組みや支援が必要か」。ご意見があればぜひ伺いたいと思っております。

4番目が「民間参入の促進について」。どのような支援や取り組みが必要かということで検討できればと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○植木委員長

ありがとうございました。

ただ今資料3の説明をいただきました。この後、後者の資料3-2について意見交換を進めてまいりたいと思っておりますけれども、その前に今回、水野委員より関連する資料の提

出がございましたので、ここでご報告と補足がありましたらお願いいたします。

○水野委員

お時間を頂きありがとうございます。

簡単に資料のほう説明をさせていただきます。

今お話があった資料3-2、議論の方向性の大1の(1)(2)(3)および3についての意見になりますが、簡単にご説明をさせていただきます。

まず1点目の(1)についてです。現在、1支援当たりのおおむねの人数が40人以下とされておりまして、「おおむね」というものを取って「40人以下」ということに提案をさせていただきたいと思っております。現在小学校のクラス編成も35人以下を目指すということになっております。これを踏まえても40人以下ということが妥当ではないかと考えております。先ほどのアンケートにも「40人以下が」というふうに書かれていたのかなと思っております。

続きまして(2)についてはお示しの通りになりますが、この「3人以上」ということにつきましてもアンケートにもあったかなと思っております。

そして2つ目(3)の「専用区画」についてです。現在基準では「1.65」というふうになっておりますけれども、こちらの基準は保育所の乳幼児室などの基準と同じ数字であります。2歳以上の遊戯室については「1.98」となっております。これを踏まえても身体の大きな1年生から6年生までが活動する小学生が過ごすスペースとしては、「1.65」ではなくて「1.98以上」とすることが望ましいのではないかというふうに考えます。また、遊ぶスペースはもちろんですが生活の場である放課後児童クラブですので、体調が悪くなったときなどに静養できるスペースの確保も必要であると考えます。

そして3つ目、3についてです。先日、少し話題になりましたけれども、スキマバイトでの人材確保ということが問題になったかと思っております。どの施設も人材不足、人手不足のために、また人材の育成にも悩まれているかと思えます。小学生という多感な時期の子どもたちを継続して支援をするためにも、やはり支援員の継続性が望まれます。そのためにも処遇改善が大前提となるかと思えます。また同時に、経験に応じた研修計画に伴う受講からキャリアアップをしていく、キャリアアップのシステムづくりが支援員の継続の雇用につながり、それが子どもたち、それから保護者にも安心できる生活の場になるのではないかと考えます。指定管理者制度の導入に伴って民間さんやNPOさんなど様々な事業者が参入している中、金額ではなくて支援の中身、それに伴う支援員の質の担保が大事ではないかと思っております。

簡単ではありますが、付け加えさせていただいた資料のご説明をさせていただきました。他の項番につきましては、また皆さんと議論を深めていけたらと思っております。私からは以上です。お時間を頂きありがとうございました。

○植木委員長

ありがとうございました。

非常に参考になるご指摘を頂いたと思います。1つ目の支援単位の40人以下の提言。これは先ほどのアンケートの結果と合致しますね。それから2つ目の、配置を3人以上にするということ。これは突発的な事故であるとか職員の欠勤等を考えますと、常時2人以上の担保という意味では、それを上回る配置ということは確かに有効だというふうにも思います。それから専用区画の平米数です。「1.98」、これは根拠があるわけですね。保育所等においてはそうした数字に基づいて配置がされている。それから最後の現任研修とキャリアアップをセットに考えていくということですね。確かに、このあたりは今のところ2本柱で進められているけれども、それをどのように組み合わせることによって職員、あるいはスタッフに仕事として継続してもらえるかということの議論というのは、これまで少なかったかなというふうにも思います。

水野委員、ありがとうございます。

それでは、ここから残り時間は資料3-2「議論の方向性」4点についてご意見を頂きたいと思います。まず1つずつ順番に進めてまいりたいと考えます。

まずは1つ目の「子供の自主性、社会性及び創造性を育むための適切な支援環境について」(1)から(5)までの具体的な項目がアップされております。この部分に関しましてご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

川口短期大学の佐藤です。

今日はいろいろお話を聞かせていただいたり、調査の結果をご報告いただきありがとうございます。私から幾つか意見があるのと、あと先ほどの水野委員のご報告に関して1つだけ質問をさせていただければと思っています。

それを1つ先にお伺いしたいのですが、職員配置のところ、2人ではなく3人以上が望ましいというところがありますが、もちろん人数が実際今2人では足りないというのも分かりますし、必要というのも私も同意するのですが、ここでいう3名の根拠ではないですが、プラス1というところをどのように考えていらっしゃるのかということをお聞きできたらと思っているのですが。質問からでもよろしいですか。

○植木委員長

水野委員お願いします。

○水野委員

はい。基本的には、2人以上が配置できるということを基本に考えております。現状も、どこも2人以上は置かれているかとは思いますが、たくさん子どもたち、それこそ子どもたちの声を聞くということを含めると、連絡帳とか電話が鳴ったり、子ども一人一人の対応をするに当たっては、2人ではなくそれ以上の大人が子どもたちの前にいるということがとても必要ではないかと感じておりますので、基本的に2人、子どもがいる時間帯は常時2人以上ということで3人という数字を挙げさせていただきまし

た。よろしいでしょうか。

○佐藤委員

ありがとうございます。

では引き続きよろしいですか。今のところと関係するところで言いますと、職員配置複数必要だというのは当然だと思うのですが、先ほどの都連協さんの発表の中で、文京区の民間が指定管理だったり委託だったりが出てくる中で、地区館長さんがいて民間の部分も含めて考えていくというようなところも話にあったのですが、今実際に公設公営だけでやっているところは少なくなってきている中で、公設民営だったり民設民営の学童というところも含めながら、1つの自治体の中の学童クラブの制度・仕組みを考えていけないといけないのだろうと考えると、職員配置のところで支援員としての人数というところもすごく大事ですし必要だと思うのですが、そこを公設公営のところ公設民営の部分だったり、もしくは所管課が公民だったり民民のところを支えていく仕組みや仕方だったり、人材配置がそれぞれ巡回だったり援助だったりする職員を置くという、そういうところまできちんと書き込むというか、制度の中に含めていったほうが質が担保される部分というのがあるのではないかなというのを聞いていて思いました。

2つ目なのですが、前回は私この同じところの中で「自主性とか社会性、創造性を育む」というところで、そのためのプログラムとか活動みたいなものがあるといい、という落とし所はちょっと怖いのでやめたほうがいいのではないかというお話をさせていただいたのですけれども。いろいろな体験活動や放課後活動を充実させるというところでは、そういった様々なプログラムや活動は選択肢としてあってもいいというのは思うのですが、最初のアンケートのところでも「充実するとよいもの」みたいな選択肢の中に、「外国語」とか「社会科見学」みたいな書き方がされていたのですけれども、民設民営の学童クラブの中ではあると思うのですが、いわゆる学童の生活の場の中での活動と考えるとちょっと私の中では選択肢として違和感もあったりして。そのへんのプログラムや体験みたいなものと、生活の場としての取り組みみたいなところを、この議論の方向性でいうと(4)の「意見を反映させた活動内容」みたいなところに含まれてくると思うのですが、そのへんをどう考えたらいいのかなというのを、調査結果や学童保育協会さん、連絡協議会さんの報告を聞きながらちょっと思っていました。プログラムの部分の充実みたいなところもすごく大事なかもしれませんが、アンケート結果の中でも、職員さんとの関係というか応答性みたいなところというのも重要性がすごく出てきていたと思うので、その部分もきちんと環境の1つとして考えておかないといけないのではないかと思いました。長くなりそうなのでとりあえずここで失礼します。ありがとうございます。

○植木委員長

ありがとうございました。

子どもたちのニーズも多様であって、それからアンケートでは具体的な項目が挙がっ

できております。そうしたプログラムを進めることが、子どもの発達や生活の場の担保においてどのような意味を持つかということが、やはりこの専門委員会の中で議論を深めていかなければいけないだろうとも思いますし、職員、スタッフと子どもたちとの信頼関係の構築、それがやはり先行するのだろうということにも同意をいたします。ありがとうございました。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

ありがとうございます。

今皆さんの発言を聞いていて、思うところについて発言をしたいと思います。

(1)の適正規模だとか、あとは職員配置の問題については、やはり今国が出されている省令基準、それを上回るものを作っていくということについては私も賛成をしたいと思います。また専用区画も、子ども1人当たり1.65というのは圧倒的に狭いです。さらには、この間出されているタイムシェアで、これは子どもたちの生活の場をどう保障するのかということに大きな影響を与えることだろうと思います。昨日の遊びが今日の遊びにつながって、今日の遊びが明日の遊びにつながる。これは遊びというか生活そのものが連続体なんですよ。ということを考えたときに、一回一回その日その日で区切りをつけないといけない。全部片付けて、はい、もう一回やろう。一からまた作り直し。つまり1つの遊びを充実させようと思ったときに、全部一からやり直しになってしまうんです。ちゃんと固定した専用区画、そこに自由なスペースがちゃんと確保されているのであれば昨日の続きからスタートできるという、そういうことが可能なわけです。単純に言ってタイムシェアという形で今日はここ、明日はここ、行き先も分からないという状態になれば、やはりそういった子どもたちの生活の連続性というのは保障することは難しいだろうと思っています。

次の(4)「子どもの意見を反映させた」という部分については、佐藤委員がご発言された内容は私も本当にその通りだなと思います。前回第1回目の専門委員会でも発言をしましたが、まずこの問題、今回の認証学童クラブ創設に向けてということを考えるときに、ちゃんと「生活の場」ということをまず押さえるべきだという発言をしましたが、このことを踏まえてこの(4)を考えたときに、子どもの意見をどう日常生活に反映をさせるのかと。まずそこがないと、何かプログラムだとか何か特別なときだけ子どもの意見を聞きますよと、そういうことではないんじゃないかと思います。そういう意味では植木委員長からも今お話がありましたが、子どもと現場の指導員との信頼関係。黙って側にいられる、他愛もない話ができる、そういう関係が学童保育の中にあるということが子どもたちの安心感につながって、まさしく「居場所」ということになっていくのではないかと思います。

そして最後の(5)ですけれど、同じ空間で同じことをして過ごすということはとても大事なことだと思います。大事なことだとは思いますが、一緒に過ごすことと個別に過

ごすことと、やはりそこは両方保障されないといけないだろうと思います。そして、子ども同士を橋渡しするためには、その子のことをちゃんと理解しようとしている大人の存在が必要であって、今回のアンケートの中でも職員の加配のことも触れていましたけれども、ちゃんと目の前にいる子のことを理解し、そして一緒に仲間たちと過ごすときにはその橋渡しをすとか、個別にのんびりゆったりする、そうした時間・空間が保障されるとか、そうしたことが障害のある子どもを含めた生活の中には、今言ったような視点が必要なのではないかと思います。以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

続いて水野委員、お願いいたします。

○水野委員

ありがとうございます。

今佐藤委員、高橋委員がお話された内容に私も若干同感です。やはり「プログラム」というところにどうも私も引っかかりました。アンケートの中の「プログラム」というところの内容にちょっと違和感を覚えました。学童放課後児童クラブ、学童が遊びと生活の場である中の日常活動というところでは、「プログラム」ではなく「活動」という形でお伝えできるとよかったのかなと、このアンケートを見て思いましたので。プログラムとなると先ほど「プログラムは企画準備をする時間がない」とか、そのあたりが職員、支援員の方々の生じる課題の中に出てきていますので、日常活動の中でそれぞれ(4)の「子どもの意見を反映させた」という中では、子どもの意見をそこに反映させていく活動内容につなげていければいいのかなと感じましたので、ちょっと意見をさせていただきました。以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

今お二方から挙手がありますけれども、まだ発言のない坂井委員からお願いいたします。

○坂井委員

ありがとうございます。

私が大事だと思っていますのは、子ども一人一人が主体的に活動できるようにする場が必要だろうということです。その上では子ども中心となるご意見箱の設置とか、子供会議とか、アンケートの実施によって子どもの意見をきっちり反映できるような形が望ましいと思っています。生活の場の延長ということは当然だと思うのですが、それを押し付けすぎるとよくないのではないかと思います。簡単ですが以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

高橋委員、よろしかったですか。

坂井委員、よろしいですか。

○坂井委員

追加になります。プログラムを導入するというのが、「プログラム」ということに皆さん固執されているようなのですが、それは選択肢があってもいいのではないかと思うんです。生活の場としてゆっくり過ごす子もいれば、いろいろなことにチャレンジしてみたいという子もいると思います。ですので、選択肢を与えてあげることが重要ではないかと思っています。以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

時間の関係もございまして、次の2番に移ってまいります。

2つ目「保護者ニーズへの対応について」です。この部分についてご意見ございますでしょうか。夏休みも終わりましたけれども、長期休業期間中のお弁当と昼食の提供等、これも非常にトピックスになりましたが課題も見えてまいりました。あるいは19時以降の利用に加えて、先ほど緒方委員からもお話がありました朝の利用ですね、これは現在では教育分野で外部支援を使って行われておりますけれども。海外に目を向けますと、いわゆる学童保育は朝も含めて、朝と放課後とセットで学童保育が行われるというふうな事例がもう一般的になってきております。そういった意味では、そのあたりの教育と福祉との役割分担と申しましょうか、協働と申しましょうか。そのあたりも今回の認証学童クラブの議論の中では答えは出ないかもしれませんが、1つ新たなトピックスとしては挙がってきたかなとも考えております。

緒方委員、お願いいたします。

○緒方委員

解決方法でもなんでもないので。そもそもこの給食提供というのはウィンウィンというか。学校はやはり夏休みがあるので、例えば給食調理員さんはその部分で働く期間がないということもあってこれが始まったというのものもあるんです。今関わっているのは給食調理員さんだけでなく、民間の調理員さんも関わっているのですが。そういった学校もウィンで教育もウィンで、働く人たちにとってもウィンみたいなところがあるのではないかなと。そういうのはやはり教育委員会が関わらないと難しいのかなというのも一部思います。やはり協力とか理解とか、やろうという意欲とかでしょうかね。以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

福祉分野と教育分野との連携・協働というのが、古くて新しい課題でもございまして、非常に重要なトピックスだというふうに認識しております。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

高橋委員、何かありましたか。

○高橋委員

申し訳ありません1点だけ。昼食提供の今回のアンケートの結果を見ると、確かにニーズが高いということはあるかと思うのですが。それぞれの地域でいろんな違いがあって、それは学童保育の設置場所にも関係する部分もあるのかなと思います。それぞれの現場の指導員と保護者との関係の中で、やはりこの問題をどういうふうにしていくのかということを考える必要もあるのかなと思っています。確かにそれで助かる家庭もあるかもしれないけれども、提供をこういう形でします、ということだけでいいのかなと。実際に仕出し弁当だとか、そういったことに取り組んでいる地域もありますけれども。例えばそういうものを用意はするけれど、実際食べる子どもはほとんど食べようとしないとか、そんなことがあったりしていろんな課題がその中には含まれていると、そんなふうに思います。

もう1つは、この中で19時以降のニーズも一定数存在すると書かれているのですが、先ほどのアンケートだと全体の中での7割は必要ないと言っていて、3割は必要があると。では必要があると言っている3割の中でもどのくらい利用するのかといったら、週一程度だということがアンケートの結果の中で示されているわけですが。これをどういうふうに受け止めるのか解釈するのかというのは、もう少し吟味が必要だというふうに思いました。以上です。

○植木委員長

ありがとうございます。

まさにご指摘の通りだと思います。ありがとうございます。

続いて3点目に移ってまいりたいと思います。

3「人材の確保、定着、育成について」の部分でございます。ご意見ございますでしょうか。

緒方委員、お願いいたします。

○緒方委員

教員もそうなのですが研修はすごく大事で、研修の時間を確保しています。そうなってくると学童の方と話をすると、もちろん研修は大事だというのは分かっているのだけれど、そこに出すためには補充が必要、となるとやはり人材を確保しなきゃいけないとか、やはりそこに行き着くのだなというのは思っているのです。研修はいくらでも受ける場所はあるし、なんなら学校と同じようなことをやっているんです。救命救急もそうだし性暴力に関する研修もそうだし、特別支援などは特にそうかなと思います。先ほどの1(5)に関わることなのですが、障害のあるお子さんへの接し方というのは教員もスキルを持っています。それを学童さんも共有するのは大事だと思うのですが、そこに研修を出してあげたりするためには、やはり後補充というのが必要なのかなと思います。以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

確かに現任研修ですから仕事を抜けなければいけない、あるいは休まなければいけない。そのあたりの補填とか補充の部分ですね、このあたりは確かにこれまではあまり議論にはなっていないかなという気がいたします。

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

度々発言、申し訳ありません。

研修が重要だというのは、まさにその通りだというふうに思います。ただその研修の中身、どういった研修をしていくのかということ、そこはちゃんと考えていく必要があるだろうし、学童保育の指導員として求められている研修、そういう視点の中には必要だろうと思います。今いろいろな社会情勢があり、いろいろな課題もありますけれども、例えば障害がある子どもたちとの関わりということを考えてときに、発達特性を理解するというのも大事だし、その障害に対しての特性を理解することも大事だし、でもそれ以上に目の前にいる子どもにどう寄り添うか、という視点で学びを深めるということが大事ではないかと思います。そういう意味では研修も大事なのですが、それに加えてそれぞれの保育実践を日々記録に書き起こして、それを元にした打ち合わせ、振り返りをすると。その積み重ねをもって質の向上、そういったものにつなげていく。そういった保育実践を支える取り組みを保障していくことも合わせて大事だと思います。そういう意味では記録だけではなくて、さらに実践記録という分野を追求していくこともその中では必要だと思っています。以上です。

○植木委員長

ありがとうございました。

その他いかがでございましょうか。よろしいですか。

では最後になります。

4点目です。「民間の参入促進について」でございます。

坂井委員、お願いいたします。

○坂井委員

ありがとうございます。

民間学童としてのそれぞれのサービス内容等について、自由度を高めることが重要ではないかと思っています。自治体等の制限が今非常に多いですよね。我々は多くの自治体さんでやらせてもらっていますけれど、それぞれの自治体で様々な制限が設けられています。そういうことなく、民間カラーを出して優位性を出しやすいように、サービス統一できるようにできればいいのではないかと思っています。当然ですけれど、あってはならないようなことはしっかりと制限し、重要度を高めるところは高めるというような形にできれば、いろんな企業さんが入ってきてくれるのではないかと思っています。

よろしく申し上げます。

もう一つ大事なことは、保育と同等に賃借料補助とか、開設準備金の充実とか経費の充実、こんなところも大事ではないかと思っています。以上です。

○植木委員長

ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員

先ほど、東京都学童保育連絡協議会から福原が発言をされましたけれども。幾つかの地域をみていったときに実施主体と運営主体の違いがあって。何か問題が起きたときに自治体によっては、それはもう運営主体の問題なんだということで、全く関わらないような実施主体、自治体もあるわけです。先ほどの報告でもありましたように、私は実施主体として自治体が負うべき責任というのはあるだろうと思っています。それがない中で、何かあったときには運営主体の責任、その事業者の責任なんだということになるのは、それは違うだろうと思いますし。そういう意味では自由度を高めるということが、今懸念をしていることにもっと拍車を掛けていきかねないと。もっと自治体は、自分たちの自治体としての学童保育のビジョンを持つべきだし、そのための条件整備をどうするかということを自治体の中、もしくは東京都だとか国だとか、そういったところと一緒に考えていくということが必要なのではないかと思っています。以上です。

○植木委員長

ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

全体を通して、何か最後にコメントございますでしょうか。

ありがとうございます。大変具体的なご示唆をたくさん頂きました。1つは「選択」というキーワードですね。選択する主体は子ども、保護者、それから職員、3者が考えられるかと思います。オルタナティブという言葉が出てまいりましたけれども、子どもが放課後の自分自身の生活をどのように選択をし、主体的に生活をしていけるか、獲得をしていけるかというところ。それから保護者にとってみれば本当に多様化しているニーズ、これに対応した学童クラブが選択できる状態にあるのかどうか。それから支援員の仕事。支援員の仕事が選ばれる職業になっているのかどうか、魅力ある仕事になっているのかどうかというところにやはり選択の問題、これが1つ。それから2つ目がやはり公的責任の担保だと思っています。学童クラブは根拠法令上は福祉です。福祉というのは、どのような家庭環境であってもどのような地域に生活していたとしても、同じ質と同じサービスが受けられるということ、これを保証することなんです。もちろん教育も同じだと思っています。それを総合的に「生活の場の保証」と言っているのかなというふうに捉えました。このあたりの、今日出てきた重要なキーワードを具体的な認証学童クラブの制度に落とし込むこと、これが残りの専門委員会の議論につながっていくのか

なというふうに思いました。

ありがとうございました。本日頂いたご意見は、今後検討を進める際に貴重な材料として反映していただければと思います。ありがとうございます。

本日の議事は以上になりますが、事務局から今後の予定など連絡事項はございますか。

○事務局

第3回目の専門委員会でございます。今日までの頂いたご意見等を踏まえて、第3回以降具体的な認証学童クラブ制度の検討を進めていきたいと思っております。日程については別途調整をさせていただいているところでございますが、今後具体的に日程を決めまして、またご連絡をさせていただきたいと思っております。

委員の皆さまにおかれましては、本日もお忙しいところありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○植木委員長

それでは、本日の第2回専門委員会はこれにて終了といたします。皆さま長時間、どうもありがとうございました。

以上

(午後 6時 00分 閉会)